

喜茂別町立診療所指定管理者指定条件

令和2年10月12日 喜茂別町

第1 指定条件について

1. 指定条件の提示にあたっての基本的考え方

- ① この指定条件は、指定管理者に喜茂別町立診療所（以下「診療所」という。）の管理、運営を委任する上で、喜茂別町（以下「本町」という。）が指定管理者に求める最低限の条件を示したものである。したがって、この指定条件を満たさない事業計画書については失格となる。
- ② 最終的に指定管理者と協定書を締結するにあたっては、指定管理者から提案のあった内容を踏まえて、条件面の整理をすることとする。
- ③ この指定条件に定めるもののほか、本診療所の運営は、条例及び規則に基づき行わなければならない。

2. 指定条件について

- 1) 指定条件は、次の4項目から構成されている。
 - ・診療所の概要
 - ・業務の内容
 - ・診療所の経営
 - ・指定に係る基本事項

第2 診療所の概要

1. 名称等

- 1) 名 称 喜茂別町立クリニック
- 2) 所在地 北海道虻田郡喜茂別町字喜茂別13番地の3ほか3筆
- 3) 運営形態 開設者：喜茂別町 管理者：指定管理者

2. 敷地、建物の概要

- 1) 面積等
 - ア) 敷地面積 5,020.09 m²
 - イ) 建築面積等 鉄筋コンクリート3階建1階、延べ建築面積 586.2 m²
- 2) 付帯施設
 - ア) 医師用住宅 1棟
 - イ) 職員用住宅 1棟
 - ウ) 駐車場

3) その他

- ア) 本町所有の敷地、建物、付帯施設を貸与する。
- イ) 既存施設以外の施設が必要となった場合は、指定管理者の負担で確保することとする。

3. 診療所の施設、設備等の概要

- 1) 診療所の施設概要（別添1 図面参照）
- 2) 診療所の医療機器（別添2 備品等一覧表参照）
 - ア) 本町所有の別添備品（医療機器等）を貸与する。

第3 業務の内容

1. 標ぼう科目等

- 1) 標ぼう診療科
 - ア) 内科・外科・小児科
- 2) 診療体制
 - ア) 外来診療、在宅診療及び健診並びに各種予防接種等の保健予防活動

2. 業務の範囲

- 1) 業務に関すること
 - ア) 外来診療（診察、検査、治療等）及び診療に伴う医療関連行為のすべて
 - イ) 居宅における療養上の管理
 - ウ) 本町が行う保健事業（予防接種、各種健診等）
 - エ) 各種団体との嘱託医契約等
- 2) 診療費等の徴収に関すること
 - ア) 診療費（診療報酬及び個人負担額）及び各種健診委託料等
- 3) 施設、設備及び備品等の維持管理に関すること
 - ア) 施設、設備は、指定管理者が細心の注意を払って管理する。また、貸与された備品等は指定管理者が保守を行いながら適切に管理する。
- 4) 地域医療への貢献
 - ア) 健康教室などの活動を主導し、医療知識の提供や健康意識の向上を図り、地域住民の健康の維持、増進、疾病の予防など地域に根ざした医療活動を行う。
- 5) 政策的医療
 - ア) 居宅における療養上の管理
 - イ) 医療圏域内の連携
 - ウ) 専門医派遣
 - エ) 生活習慣病対策に係る業務

- オ) 介護との連携
- カ) 遠隔医療の展望
- 6) その他、町長が定める業務（各種団体の委員就任等）
- 3. 開所時の体制
 - 1) 開所日 令和3年4月1日（木曜日）
 - ア) 開所にあたっては、診療所運営や患者の受診に支障が生じないように十分に配慮すること。
 - 2) 運営マニュアルの作成
 - ア) 診療所運営に係る具体的な計画を策定し、それに基づいた各部門のマニュアルを策定すること。

第4 診療所の経営

- 1. 経営戦略及び組織
 - 1) 責任体制を明確にするとともに、迅速に意思決定できる体制を構築すること。
 - 2) 苦情処理体制を明確にし、迅速な対応を実現するとともに、早期改善を行うこと。
 - 3) 労働基準法、労働安全衛生法等に定める規定を遵守し、医師等職員の労働条件の実効性並びに安全、衛生、健康の確保に努めるものとする。
 - 4) 地域に根ざした医療を構築するため、医師等職員間における情報の共有化の促進などに努めること。
- 2. 人材
 - 1) 職員の恒常的な確保に努めるとともに、地元採用にも努めること。
 - 2) 研修機会の提供などにより人材の育成に努めること。
 - 3) 職員にとって魅力ある職場となるよう努めること。
- 3. 効率的な医療
 - 1) 患者重視
 - ア) 経営効率を優先し、対応が困難と思われる患者の受入れを拒否することは行わないこと。
 - 2) 調達コストの抑制
 - ア) 広く調達先を求めるなど、調達コストの抑制に努めること。
また、医療の非営利性（高い公益性）を損なうことのないよう、調達行為を通じた「事実上の配当」とみなされる行為については、厳に慎むこと。
 - 3) 情報の透明性
 - ア) 経営情報、医療の質の向上に向けた取り組みなど、患者とその家族、

地域住民等にとって関心の高い情報を積極的に公開し、情報の透明性を高めること。

4) 医療情報システム

ア) 効率的な経営及び患者に対するサービスの向上等の観点から、IT技術（電子カルテ等）を積極的に活用し、医療情報等の一元化に努めること。ただし、個人情報の保護に十分に留意すること。

5) 他医療機関との連携

ア) 他の医療機関との連携を図りながら診療に取組み、住民が安心できる医療体制を構築すること。

4. リスクマネジメント

1) 医療安全管理

ア) 医療安全推進総合対策（平成14年4月17日医療安全対策検討会議）に示された医療安全対策に向けた取組みを徹底すること。

イ) 医療事故等が発生した場合、指定管理者は患者等の救済を第一に行うとともに、直ちに本町に連絡し、必要な指示に従うものとする。

ウ) 指定管理者はあらかじめ医師及び看護師等を医師賠償責任保険に加入させる等、医事紛争の処理及び補償等に備える体制を整えるものとする。

エ) 事故等に関する対応は、指定管理者が責任を持って行うものとする。

オ) 医療事故が発生した場合は、できる限り速やかに医療事故の内容及び本診療所としての改善方策等を広く周知し、患者及び住民の信頼回復に努めること。

カ) 安全管理マニュアルを策定すること。

5. コンプライアンス

1) 医療の非営利性

ア) 医療の非営利性を徹底し、不当に高額な役員報酬や、いわゆる「MS法人」を通じた余剰金の流出など、「事実上の配当行為」とみなされるような行為が行われることがないようにすること。

2) 個人情報の保護

ア) 個人情報の保護に関する基本方針を成文化して公表すること。

イ) カルテ情報を開示しない場合の基準を明確にすること。

3) 医療関係法令の厳守

ア) 医療法をはじめとする関係法令等を厳守すること。

第5 指定に係る基本事項

1. 診療費等の収入

1) 診療費及び各種健診委託料等、本診療所における一切の収入は指定管

理者の収入とする。

2. 診療所の支出

1) 指定管理者は、本業務実施に係る下記の費用を負担するものとする。

- ア) 本業務に従事する者の給与費等
- イ) 診療に要する費用
- ウ) 診療所の光熱水費、通信費等
- エ) 備品等の保守管理費
- オ) その他地域活動費等

3. 診療日及び受付時間等

1) 診療日及び受付時間

- ア) 診療日 月曜日から金曜日まで
- イ) 受付時間 午前8時30分から午後4時30分まで
(健診業務等においては変更あり)

2) 休診日

- ア) 土曜日及び日曜日
- イ) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178条）に規定する休日
- ウ) 年末年始（前項に掲げる日を除く）

4. 指定管理者

1) 指定管理者に関する協定の締結

- ア) 基本協定
- イ) 年次協定

2) 指定管理者としての指定期間

- ア) 指定管理者が管理を行う期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。
- イ) 指定管理者が地方自治法第244条の2第10項に定める必要な指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定の取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる。

3) 指定管理者から指定の取り消しを求める場合

- ア) 自己の理由により指定の取り消しを求める場合は、1年以上の猶予をもって申し出るものとする。
- イ) 前項による指定の取り消しにより本町に損害が発生するときは、その範囲内の賠償を受けたうえで指定の取り消しを行うこととする。

4) 原状回復

- ア) 指定管理者は指定管理が満了したとき、若しくは指定が取り消されたときは、速やかに原状回復して本町に建物及び付帯施設等を引き渡

すこと。

5) 損害賠償

ア) 施設又は設備を故意又は重大な過失等その責任に帰すべき事由により損傷又は滅失したときは、その損害を賠償する義務を設けることとする。

5. 権利義務の譲渡禁止

ア) 指定管理者は、この指定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはいけない。

6. 業務委託の届出

ア) 指定管理者が本診療所の管理目的達成のため、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ本町に届け出るものとする。

7. 守秘義務の厳守

ア) 指定管理者は、業務上知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。特に、電子媒体による保存を行うに際しては、保存運用管理規定等を定め適切な取り扱いをすること。

イ) 喜茂別町個人情報保護条例（平成11年条例第9号）及び喜茂別町個人情報保護条例施行規則（平成11年規則第15号）の規定を厳守すること。

8. 会計、経理の原則

ア) 指定管理者は、本診療所の運営について、本部等の会計と区分して収支を明らかにするために特別会計を設け、指定管理者が定める会計方式に基づく経理を行うこと。

9. 指定管理者への支援金

1) 政策的医療交付金

ア) 本診療所の政策的医療の提供に要する費用として、一会計年度35,000千円を上限として指定管理者に交付する。

2) 施設の修繕及び改修

ア) 施設の改修及び修繕に係る費用については、町と指定管理者が協議し、予算の範囲内で町が資本的支出を負担するものとする。

3) 備品等の整備

ア) 新たな備品等が必要になった場合、また備品等が経年劣化等により更新しなければならなくなった場合、町と指定管理者が協議し、予算の範囲内で町が購入し、指定管理者に貸与するものとする。

10. 管理に関する報告、指示等（実績評価）

1) 年度計画の策定

ア) 指定管理者は、毎年度開始前60日以内に当該年度の達成すべき目

標と行動計画を策定し、本町に届けることとする。なお、指定初年度は、指定を受けたのち速やかに届けることとする。

2) 管理の実績評価

ア) 本町は、毎年度の管理の実績について評価し、所要の検討、措置及び指示等の対策を講ずるものとする。

イ) 指定管理者は、毎事業年度終了後60日以内に本診療所の管理に関する事業報告書を、3カ月以内に診療報酬を含めた確定の収支を作成し本町に提出するものとする。

1 1. 書類の保存

ア) 指定管理者が管理に伴い作成及び收受する書類は、法令等に定めるもののほか、喜茂別町文書取扱規程（昭和46年規程第3号）に基づき保存することとする。

1 2. 協議事項

ア) この指定条件に定めのない事項については、町と指定管理者が協議のうえ定めることとする。